

平成29年10月27日

各 位

会社名 シダックス株式会社  
代表者名 代表取締役会長兼社長 志太 勤一  
(JASDAQ コード番号 4837 )  
問合せ先 取締役 管理本部長 兼 広報・IR部長  
山本 大介  
(TEL. 03-5784-8909 )

### 行政処分の取消しを求める訴訟についてのお知らせ

本年1月末、当社の連結子会社でありますシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社（以下「当社子会社」といいます）が受託しております和歌山県御坊市の給食センターで発生しましたノロウィルスを原因とする食中毒について、当社子会社は、本年1月28日付で御坊保健所より14日間の営業停止命令を受けました。

当該施設での食中毒は、御坊市が調達した食材である東海屋製の「キザみのり」に付着していたノロウィルスが原因で発生したものであり、当社子会社には一切責任がありませんので、本年5月1日、当社子会社は和歌山地方裁判所に対し、和歌山県を被告として、上記営業停止命令の取消しを求める訴訟（本案訴訟）及び同訴訟の判決確定まで同営業停止命令の効力の停止を求める執行停止申立てを行いました。

上記本案訴訟につきまして、本年10月27日、和歌山地方裁判所より、被告が発令した上記営業停止命令を取消す旨の判決が言い渡されましたので、お知らせいたします。なお、上記執行停止の申立てについては、本年9月28日付で和歌山地方裁判所より、上記営業停止命令の効力の一部を停止する旨の決定が出されております（和歌山県は、これを不服として本年10月3日に即時抗告を行ったとのことです）。

当社グループといたしましては、今後も全営業所において衛生管理の再確認と従業員への教育・指導を徹底し、グループ一丸となり、食の安心・安全に取り組み、お客様へのサービス向上に努める所存です。

以 上